

「車両の通行の制限について」等の一部改正について

1. 改正の背景

国等が実施した実験結果によると、道路橋の劣化に与える影響については、軸重 20 トンの車 1 台が 10 トン車の約 4,000 台相当となり、全走行車両のわずか 0.3%の重量を違法に超過した大型車両が、道路橋の劣化の約 9 割以上を引き起こしています。

そのため、本年 4 月 14 日に社会資本整備審議会道路分科会が行った「道路の老朽化対策の本格実施に向けた提言」において、重量制限を超過する大型車両を通行させる者に対する取締り・指導について一層強化を図るとともに、特殊車両通行許可制度の審査基準の見直しや審査の迅速化等を図ることで、大型車両が適正に通行しやすい環境を整備することとされました。

これを受けて、国土交通省においては本年 5 月 9 日に、「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」を策定し、国民の財産である道路を極めて大きく痛める重量超過の悪質違反者には厳罰化を、適正に道路を利用して物流を支えておられる方にはより使いやすくといった、メリハリの効いた取り組みを進めていくことを公表したところです。

この方針においては、特に基準の 2 倍以上の重量超過の悪質違反者に対しては、現地取締りで違反を確認した場合に、その事実をもって告発を行うなど、違反者に対する取締り等を強化することとしています。

以上を踏まえ、所要の通達の規定を改正するにあたり、広く国民の皆様から本案に対する御意見を募集いたします。

2. 改正の概要

- (1) 「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道交発96号道路局長通達）別添2「道路法第47条の4に係る行政処分等の基準について」、及び「道路法第47条の4に係る行政処分等の基準の細部取扱いについて」（平成25年1月30日付け国道交発第106号道路交通管理課長通達）の一部改正

車両制限令（以下「令」という。）第3条第1項第2号イに規定する高速自動車国道又は道路管理者が指定した道路を通行する車両については車

両の通行の許可の手續等を定める省令（以下「省令」という。）第1条に規定する総重量の最高限度、その他の道路を通行する車両については20トンを基準重量とし、また、令第3条第2項に規定する車種のセミトレーラ連結車及びフルトレーラ連結車については、省令第1条の2に規定する総重量の最高限度を基準重量として、現地取締りにおいて基準重量の2倍以上の車両総重量違反が現認された場合には、その事実をもって告発の対象とすることを定めます。

上記に関わらず、道路法第47条の2に定める特殊車両通行許可を受けている車両にあつては、当該許可の車両総重量から基準重量を減じた重量に基準重量の2倍を加算した重量以上の車両総重量が現認された場合には、その事実をもって告発の対象とすることを定めます。

※ なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合にあつても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合にあつては、現行通達に基づいて告発の対象となる場合があります。

（2）その他

その他所要の改正を行うこととします。

3. スケジュール

改正：平成26年12月中旬

施行：平成27年2月